

せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り

とし しゅうにゆう
年をとって、収 入 が ない

びょうき しょうがい はたら
病 気 や 障 害 で、働 け ない

しゅうにゆう すく せいかつ
収 入 が 少 なく、生 活 で き ない

しゅうにゆう すく いりょうひ しはら こま
収 入 が 少 なく、医 療 費 の 支 払 い に 困 っ て い る

このような方は、^{かた}福祉事務所、^{ちようそんやくば}町 村 役 場、^{みんせいいいん ぞうだん}民生委員に相談してください。

ぐん ま けん
群 馬 県

もく 目

じ 次

● 生活保護とは.....	1
● 保護を受けることは国民の権利です.....	1
● 保護を受けるうえで必要なこと.....	2
● 保護を受けるうえで優先すること.....	2
● 保護を受けるまでの手続は.....	3
● 保護はこんなときに受けられます.....	4
● 最低生活費とは.....	4
● 収入とは.....	4
● 保護の種類は.....	5
● 保護受給中に減額・免除されるもの.....	6
● 権利として保障されること.....	6
● 保護受給中に守っていただくこと.....	7
● 次のようなときは、すぐ届け出てください.....	7
● 保護費の返還.....	8
● 次のようなときは、相談してください.....	8
● 医療機関などにかかるときは.....	9
● 民生委員とケースワーカー.....	10
● 生活保護の実施機関(福祉事務所)一覧表.....	12



せい かつ ほ ご 生活保護とは

じんせい ねん じだい いっしやう

人生80年の時代。一生のうちには、よいとき、わるいとき、いろいろなことがあります。

けがをしたり、仕事をなくしたりして生活が苦しいとき、病気になり医療費の支払いに困るとき、年をとりに収入が少なく生活が苦しいときなど.....。

せいかつ ほ ご じぶん のうりよく しさん かつよう て
生活保護とは、そのようなときに自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる手をつくしても、

なお生活ができない場合に、国の基準に従い、お金や物を支給することで、あなたの家庭（世帯）の最低限度の生活を保障するとともに、自立※した生活が送れるよう支援する制度です。

※自立とは...大きく分けて「3つの自立」があり、利用者に合わせた支援を行います。

○日常生活自立 心身の健康を回復・維持し、自分で自分の健康や生活管理を行うなど、日常生活において自立した生活を送ること

○社会生活自立 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

○経済的自立 就労することなどにより、自身の収入で生活を送ること

ほ ご う こく じん けん り 保護を受けることは国民の権利です

日本国憲法第25条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

と定めており、私たちは誰でも、生活に困ったときは、生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受けることができます。

生活にお困りの方は、お近くの福祉事務所、町村役場、民生委員にぜひ相談してください。

ともに考え、できるかぎりの援助をします。

この「しおり」は、生活保護制度についてわかりやすく説明したものです。

よく読んで制度についての理解を深めてください。

保護を受けるうえで必要なこと

もし、あなたが生活保護を受ける場合には、次のようなことが必要になります。

◎あなたやあなたの家族(世帯)で、働ける人は能力に応じて働いてください。

◎保有する現金や預貯金は活用してください。

◎生命保険(学資保険を含む)に加入している場合は、原則として解約して返戻金を活用する必要があり
ます。ただし、保険料や返戻金が少額であれば保有が認められる場合があります。

なお、解約前には福祉事務所に相談してください。

◎社会保障制度(老齢年金、障害年金、企業年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童手当、児童
扶養手当、介護保険、障害者総合支援法など)を活用してください。

◎自動車の保有は原則として認められません。また、他人名義の自動車を使用することも認められませ
ん。ただし、障害をお持ちの方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域にお住まいの方の通院・通勤
などに必要な場合には、自動車の保有が認められる場合があります。

◎貴金属、有価証券などは処分して、生活費にあててください。

◎居住している土地、家屋の保有は認められますが、処分価値が著しく大きい場合は処分して活用し
ていただく場合もあります。なお、利用していない土地、家屋などの資産は、原則として処分するなど
活用してください。また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金(住み慣れた自宅に住み続けたい高齢
の方に、土地・建物を担保として、生活資金を貸し付ける制度。リバースモーゲージともいう。)を活用
できる場合は、活用してください。

◎そのほかの資産についても、原則は活用していただく必要がありますが、価値が乏しく利用する意味
があるなどの場合に、一定の条件のもとで保有を認められるものもあります(原付など)。

◎暴力団員に対しては、生活保護は適用されません。

保護を受けるうえで優先すること

◎扶養義務者の扶養(親、兄弟姉妹、子ども等からの援助)を受けられる場合は、生活保護に優先し
て受けてください。なお、扶養は可能な範囲で援助を受けていただくものであって、援助可能な扶養
義務者がいることによって、生活保護が申請できないということにはなりません。

◎民法に定められた扶養義務者(親、子、兄弟姉妹など)か、そうなる可能性が高い方には、どの程度
の援助が受けられるかについて、申請後に調査を行います。そのために、まずは申請された方から、扶養
義務者との関係性や、扶養義務の履行の可能性について聞き取りを行いますので、扶養義務の履行が期待
できないときや、調査に支障がある場合には相談ください。

なお、DVや虐待など、照会により自立を阻害することになる場合は、照会を行いません。

★このページのくわしい内容については、福祉事務所(12ページ参照)におたずねください。

ほごう てつづ 保護を受けるまでの手続きは

そう だん
相 談

せいかつ こま せいかつ ほご
生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は、お住まいの地域の福祉
事務所、町 村 役場、民生委員に相談してください。

しん せい
申 請

ふくしじむしょ ちょうそんやくば しんせいてつづ
福祉事務所、町 村 役場で申請手続きをしてください。
原則として本人による申請が必要ですが、事情により本人が申請することができ
ないときは、扶養義務者や同居の親族による申請も可能です。

ちょう さ
調 査

しんせい
申請されますと、福祉事務所のケースワーカーがあなたのお宅にお伺いする
などして調査させていただきます。

●調査する主なことは

- 家族の(世帯) 収入がどれくらいか。
- さしあたって、暮らしに必要なない資産を活用する方法はないか。
- 働くことができる方は、収入を得られる道はないか。
- 病気や障害の状況はどうか。
- 親、兄弟姉妹、子どもからの援助は受けられないか。
- 年金、手当などの給付は受けられないか。 などです。

そのほか、必要に応じて関係機関（官公署、金融機関、保険会社など）に
調査をします。

けつ てい
決 定

ちょうさ
調査にもとづき、国が定めている基準をもとに計算したあなたの世帯
の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。

※ くわしくは、次のページで説明しています。

つう ち
通 知

ほごう ばあい
保護が受けられる場合 ...あなたに保護開始決定通知書をお渡しします。

ほごう ばあい
保護が受けられない場合 ...あなたに保護申請却下通知書をお渡しします。

※ ほごう
保護が受けられるかどうかは、しんせい ひ
申請した日から 14日以内（調査に時間を要したときは 30日
以内）に通知します。

か どう のう りょう かつ よう 稼働能力の活用

はたら のうりょく
働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。しかし、病気や障害、その
ほかの理由により働くことが難しい方は、通院・治療や生活の安定などを優先します。

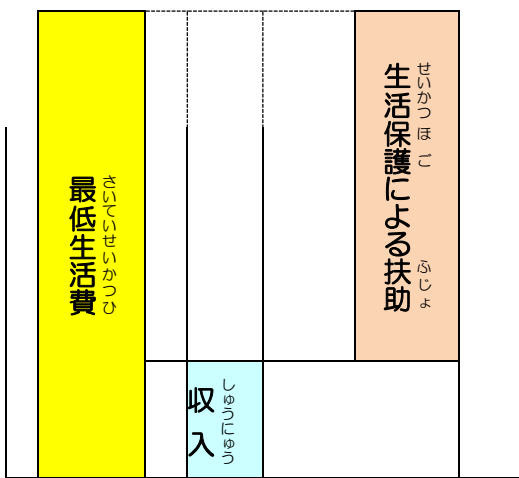
なお、きゅうしょくかつどう
求職活動にあたっては、しよくぎょうくねん
職業訓練などの支援があります。また、りれきしよさくせい
履歴書作成など支援が
必要の場合には、まずはケースワーカーに相談ください。

保護はこのように受けられます

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

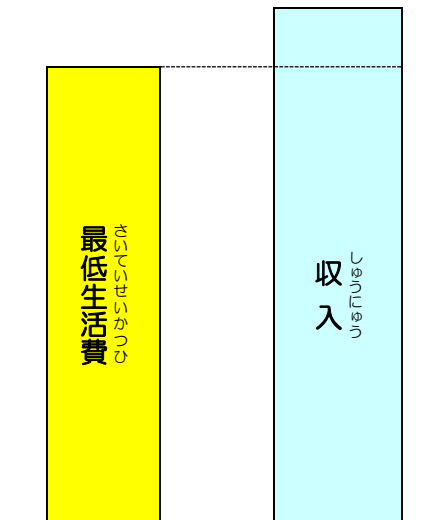
【保護が受けられる場合】

収入が最低生活費を下回る場合は、その不足分が生活保護費として支給されます。



【保護が受けられない場合】

収入が最低生活費を上回る場合、生活保護は受けられません。



- 最低生活費とは

あなたの世帯の人数、年齢、住んでいる地域などをもとに、国が定めた基準により計算した1カ月分の生活費です。

- 収入とは

あなたやあなたの家族が働いて得た収入、年金や手当など他の制度により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯の収入全部を合計したものです。

ほご しゅるい 保護の種類は

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじょ くに さだ きじゆん しきゆう
生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。

いってい しきゆうじょうけん じぜんしんせい ひつよう
一定の支給条件があったり、事前申請が必要なものもあたりするため、事前に相談してください。



生活扶助..... 食べるもの、着る物、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用

保護開始時にないエアコンの購入や、引越しなどの費用

11月から3月までは冬季加算があるほか、特別な需要がある方には、次のような加算があります。

児童養育加算（高校生以下の子を養育する方）、

母子加算（ひとり親世帯など）、障害者加算（重度の障害者など）

基本的な生活扶助費は、1か月分が毎月5日頃に、原則として銀行振り込みで支給されます。臨時の出費にも対応できるように、計画的な消費に努めてください。



教育扶助..... 学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育のための費用

小・中学校の入学準備のための費用



住宅扶助..... 家賃、地代や住宅の補修、敷金などの費用



医療扶助..... 病気やけがのため医者にかかる費用（保険適用の範囲内）

治療材料（眼鏡・コルセットなど）や施術、通院移送の費用



介護扶助..... 介護サービスを利用する費用、住宅改修や福祉用具を購入する費用



出産扶助..... お産をするための費用（出産準備も含む）



生業扶助..... 仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用、高等学校

の就学費用（クラブ活動の費用を含む）



葬祭扶助..... 葬祭の費用

そのほかにも、臨時的に必要な費用を支給することができる場合があります。

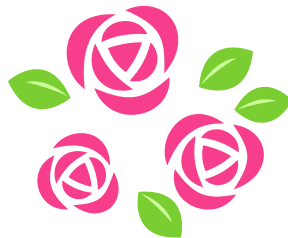
ほごじゆきゆうちゆうげんがくめんじよ 保護受給中に減額・免除されるもの

つぎのようないひようは、せいかつほごじゆきゆうちゆうげんがくめんじよたいしやう
次のような費用は、生活保護受給中は減額または免除の対象となりますので、ふくしじむしよ
町村役場におたずねください。

- こくみんねんきん ほけんりやう
国民年金の保険料
- ほいくえん ほいくりやう
保育園の保育料
- NHKのじゆしんりやう
受信料
- こていしきんぜい
固定資産税
- しちやうそんみんぜい けんみんぜい
市町村民税・県民税

けんりほしやう 権利として保障されること

1. せいとうりゆうなく、ほごひへほごう
正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
2. ほごひせいかつほごしきゆうぜいきん
保護費など生活保護により支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
3. ふくしじむしよほごしんせいきやつかほごへんこうていしはいしけつていふふく
福祉事務所がおこなった保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定に不服があるときは、けつていしひよくじつかぞつきいないけんちしだいふくもうた
決定があったことを知った日の翌日から数えて3月以内に県知事に対して不服の申し立て（しんさせいきゆう
審査請求）をすることができます。



ほごじゆきゆうちゆうまも 保護受給中に守っていただくこと

1. 生活のむだをなくし、生活の維持向上に努めてください。
2. 働ける人は能力にに応じて働き、収入の増加を図るよう努力してください。
3. 病気の人は、早く治るよう治療を受けてください。
4. 生活保護を受ける権利を他人にゆずることはできません。
5. 収入申告書は、収入がなくとも定期的に提出してください。

福祉事務所が、あなたの生活の維持、向上その他保護の目的達成のために最低限必要な指導・指示をしたときは、それを守ってください。

※ 正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、生活保護の変更、停止、廃止をする場合があります。

つぎとどで 次のようなときは、すぐ届け出てください

1. 家族が増えるとき、減ったとき
2. 収入があったとき、増えたとき、また、減ったとき
(高校生のアルバイト収入など、世帯主以外の方の収入も届け出る義務があります。)
※正しく申告すれば、収入認定しない取扱いや控除をできる場合があります。
特に高校生のアルバイト収入は、控除があるほか、修学旅行や進学にかかる費用などに使える場合もあります。アルバイトをするときは事前に相談してください。
3. 家賃が変わるとき
4. 仕事についたり、仕事が変わったり、仕事をやめたとき
5. 健康保険が使えるようになったとき、使えなくなったとき
6. 年金や手当を受けるようになったとき、受けられなくなったとき
7. 医療機関にかかるとき、かからなくなったとき
8. 交通事故などの災害にあったとき
9. 引っ越しをしようとするとき
10. 長く家をあけるとき
11. その他、生活の状態が変わったとき

※ 届け出が遅れたり、間違った届け出をしたため、余分に生活保護のお金や品物を受けたときは、その分を返していただくこととなります。

ほごひ へんかん 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合、または、いろいろな事情で保護費に払いすぎが生じた場合には、すでに支給された生活保護費（医療費を含みます）を返していただく必要があります。

たとえば次のような場合です。

1. 働いていることや給料などの収入を申告していなかったとき（高校生のアルバイト収入なども含みます。）
2. 保有を認められない資産を売却したとき
3. 生命保険の解約返戻金や保険金を受けとったとき
4. 各種の年金、手当をさかのぼって受けとったとき
5. 交通事故の補償金等を受けとったとき

※ 世帯の自立の観点から、一部が返還額から控除される場合もあります。

※ 事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費を返還していただくほか、法律により処罰されることがあります。

つぎ そうたん 次のようなときは、相談してください

1. 妊娠したとき。子どもが生まれたとき
2. 働くために技能習得を必要とするとき
3. 葬祭を行うとき
4. 介護用のおむつが必要なとき
5. 転居が必要なとき
6. 特別に交通費が必要なとき
7. 小・中・高等学校の入学準備費用が必要なとき
8. 眼鏡等の医療用具が必要なとき
9. その他、何か困ったことがあるとき

い りょう き かん 医 療 機 関 など に か か る と き は

1. 病 院 ・ 医 院 に か か る と き は、「医 療 券」ま た は「診 療 依 頼 書」が 必 要 で す。印 鑑 を 持 っ て 福 祉 事 務 所
ま た は 町 村 役 場 に お い で く だ さ い。
発 行 さ れ た 「医 療 券」ま た は「診 療 依 頼 書」を 病 院 ・ 診 療 所 に 提 出 し て 受 診 し て く だ さ い。
2. 健 康 保 険 を 使 え る 方 も 同 様 に「医 療 券」ま た は「診 療 依 頼 書」の 交 付 を 受 け て、保 険 証 を そ え て
病 院 ・ 診 療 所 に 提 出 し て 受 診 し て く だ さ い。
3. 受 診 す る と き は、生 活 保 護 法 で 指 定 さ れ て い る 病 院 ・ 診 療 所 で 受 診 し て く だ さ い。
4. 柔 道 整 復（接 骨 院）、あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ、は り ・ き ゅ う に か か る 場 合 に は、事 前 に ケ ー ス ワ ー カ
ー に 相 談 し て く だ さ い。
5. 休 日 や 夜 間 な ど に 急 病 で 受 診 す る と き は、福 祉 事 務 所 か ら 交 付 さ れ た 「保 護 決 定 通 知 書」な ど
に よ り 保 護 を 受 け て い る こ と を 窓 口 で 説 明 し て 受 診 し て く だ さ い。
な お、こ の 場 合 は、後 日、福 祉 事 務 所 に 連 絡 し て く だ さ い。
6. 修 学 旅 行 や 林 間 学 校 ・ 臨 海 学 校 な ど 学 校 行 事 に 参 加 す る と き は、福 祉 事 務 所 で 修 学 旅 行 等 用 の
受 給 者 証 を 交 付 し ま す。学 校 か ら の 通 知 を そ え て 申 し 出 て く だ さ い。
7. そ の 他
 - 「医 療 券」な ど を 福 祉 事 務 所 に 取 り に 来 ら れ ない と き は、必 ず ケ ー ス ワ ー カ ー に 連 絡 し て く
だ さ い。
 - 健 康 診 断 を 受 け る と き や 診 断 書 が 必 要 な と き は、ケ ー ス ワ ー カ ー に 相 談 し て く だ さ い。
 - 病 気 が 治 り 受 診 し な く な っ た ら 必 ず ケ ー ス ワ ー カ ー に 連 絡 し て く だ さ い。

こ く み ん けん こ う ほ けん か に ゆ う か た せ い か つ ほ こ う ば あ い い り ょ う ひ
国 民 健 康 保 険 に 加 入 し て い る 方 が 生 活 保 護 を 受 け る こ と に な っ た 場 合、医 療 費 は

せ い か つ ほ こ ぜ ん が く き ゅ う ぶ ほ けん し ょ う ち ょ う そ ん や く ば へ ん か ん
生 活 保 護 か ら の 全 額 給 付 と な り ま す の で、保 険 証 を 町 村 役 場 に 返 還 し て く だ さ い。

民生委員とケースワーカー

● 民生委員

民生委員は、福祉事務所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。

生活に困った方や悩みごとをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言をします。

秘密を守りますので安心して相談してください。

● ケースワーカー

福祉事務所のケースワーカーは、家庭訪問などをして生活状況を聞きしたり、生活保護の決定に必要な調査を行ったり、自分の力で生活できるよう助言や指導を行います。

あなたの家庭を訪問したときに、あなたが不在の場合は連絡票をおくことがあります。連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

秘密を守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら相談してください。



せいかつほご じっしきかん ふくしじむしょ いちらんひょう
生活保護の実施機関（福祉事務所）一覽表

ぐんぶ けんほけんふくしじむしょ しふ しふくしじむしょ しやくしょ かんかつ
 郡部は県保健福祉事務所、市部は市福祉事務所（市役所）が管轄となります。

福祉事務所	所在地	電話番号	生活保護所管区域
県保健福祉事務所	伊勢崎保健福祉事務所 372-0024 伊勢崎市下植木町 499	(0270)25-5570	榛東村、吉岡町、 玉村町
	富岡保健福祉事務所 370-2454 富岡市田島 343-1	(0274)62-1541	上野村、神流町、 下仁田町、南牧村、 甘楽町
	吾妻保健福祉事務所 377-0425 中之条町大字西中之条 183-1	(0279)75-3303	中之条町、長野原町、 嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町
	利根沼田保健福祉事務所 378-0031 沼田市薄根町 4412	(0278)23-2185	片品村、川場村、 昭和村、みなかみ町
	館林保健福祉事務所 374-0066 館林市大街道 1-2-25	(0276)72-3230	板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、 邑楽町

福祉事務所	所在地	電話番号	生活保護所管区域
市福祉事務所（市役所）	前橋市福祉事務所 （前橋市社会福祉課） 371-8601 前橋市大手町 2-12-1	(027)224-1111	前橋市内全域
	高崎市福祉事務所 （高崎市社会福祉課） 370-8501 高崎市高松町 35-1	(027)321-1111	高崎市内全域
	桐生市福祉事務所 （桐生市福祉課） 376-8501 桐生市織姫町 1-1	(0277)46-1111	桐生市内全域
	伊勢崎市福祉事務所 （伊勢崎市社会福祉課） 372-8501 伊勢崎市今泉町 2-410	(0270)24-5111	伊勢崎市内全域
	太田市福祉事務所 （太田市社会支援課） 373-8718 太田市浜町 2-35	(0276)47-1111	太田市内全域
	沼田市福祉事務所 （沼田市社会福祉課） 378-8501 沼田市下之町 888	(0278)23-2111	沼田市内全域
	館林市福祉事務所 （館林市社会福祉課） 374-8501 館林市城町 1-1	(0276)72-4111	館林市内全域
	渋川市福祉事務所 （渋川市地域包括ケア課） 377-8501 渋川市石原 80	(0279)22-2111	渋川市内全域
	藤岡市福祉事務所 （藤岡市福祉課） 375-8601 藤岡市中栗須 327	(0274)22-1211	藤岡市内全域
	富岡市福祉事務所 （富岡市福祉課） 370-2392 富岡市富岡 1460-1	(0274)62-1511	富岡市内全域
	安中市福祉事務所 （安中市福祉課） 379-0192 安中市安中 1-23-13	(027)382-1111	安中市内全域
	みどり市福祉事務所 （みどり市社会福祉課） 379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952	(0277)76-2111	みどり市内全域